接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七六〇MHz以上八一三MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHzを除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［四　略］

［5～34　略］

（携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備）

第四十九条の六　携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超

接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　［同上］

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七六三MHz以上八一三MHz以下を除く。）	［同上］
七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ　［同上］	［同上］
	ウ　［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

［四　同上］

［5～34　同上］

（携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備）

第四十九条の六　携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超